

区役所本庁舎 3・4月は 転入・転出窓口が混雑 時間に余裕を持って届出を

引越する方は、住所異動の手続きが必要で、区役所本庁舎で手続きの際は、左記の窓口混雑予想カレンダー(区ホームページ)にも掲載)を参考に、時間に余裕を持ってお越しください。出張所でも一部の手続き(介護認定や外国人の方の国外からの転入等)を除き、手続き可能です。なお、引越に伴い表1の事項も手続きが必要な場合があります。詳細は区ホームページをご覧ください。各担当課にお問い合わせください。

「区民課住民記録係の混雑状況」
HP <https://www.neconomie.com/01000/index.html>
「豊洲特別出張所の混雑状況」
HP <http://neconomie.com/01055/index.html>
※各出張所の混雑状況は、施設に直接お問い合わせください。



ホームページに窓口混雑 情報をリアルタイムで掲載

区民課住民記録係および豊洲特別出張所の待ち人数や呼び出し番号等を、携帯電話やパソコン等からリアルタイムで確認できるサービスを開始しました。本人確認ができません(表2)。本人確認ができません(表2)。本人確認ができません(表2)。

窓口混雑予想カレンダー 3月～4月第3週

日	月	火	水	木	金	土
3月	4 閉庁日	5	6	7	8	9
	10 閉庁日	11 閉庁日	12	13	14	15
	16	17 閉庁日	18 閉庁日	19	20	21 閉庁日
	22	23	24 閉庁日	25	26	27
	28	29	30	31 閉庁日		
4月	1 閉庁日	2	3	4	5	6
	7 閉庁日	8	9	10	11	12
	13	14 閉庁日	15 閉庁日	16	17	18
	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30
	31 閉庁日					

● 混雑が予想されます (番号札を引いてからお手続き終了までにおおよそ1時間以上)
 ●● 特に混雑が予想されます (番号札を引いてからお手続き終了までにおおよそ2時間以上)
 ●●● 非常に混雑が予想されます (番号札を引いてからお手続き終了までにおおよそ3時間以上)

表1 住所異動の届出とともに必要な手続き

手続き内容(窓口番号)	担当課
国民健康保険の届出(区役所2階7番)	医療保険課資格賦課係 ☎3647-3167
後期高齢者医療の資格等に関すること(区役所2階7番)	
国民年金の住所変更(区役所隣防災センター2階20番)	区民課年金係 ☎3647-1131
要介護認定等に関すること(区役所3階6番)	介護保険課認定係 ☎3647-9496
児童手当・子ども医療費助成等の手続き(区役所3階14番)	子育て支援課給付係 ☎3647-4754
小中学校(就学通知等)の手続き(区役所6階2番)	学務課学事係 ☎3647-9174

表2 届出が必要な場合および必要な書類等

区分	届出が必要な場合	届出の期間	届出に必要な書類(一例)
転入届	他の区市町村から江東区に住所を移したとき	住み始めた日から14日以内	[すべての方] 転入証明書(特例転入を除く) [外国籍の方] 引越した方全員の在留カード等(みなしを含む)
	国外から帰国したとき	帰国後、住み始めた日から14日以内	[日本国籍の方] パスポート・戸籍の謄本・戸籍の附票の写し [外国籍の方] 在留カード等(みなしを含む)・パスポート
転出届	江東区から他の区市町村に住所を移すとき	住み始める日の14日前から	国民健康保険証・高齢受給者証・④・⑤医療証・後期高齢者医療被保険者証など※外国籍の方は引越した方全員の在留カード等(みなしを含む)
転居届	国外へ1年以上行くとき	出国予定日の14日前から当日まで	
世帯変更届	世帯主が変わったとき、世帯を分離・合併・変更したとき	変更のあった日から14日以内(原則、変更日は届出日)	

※手続きをする際には①手続きする方と対象者のマイナンバーカード、通知カード等のマイナンバーがわかる書類(国外にいて受け取っていない方などは不要)、②手続きする方の本人確認ができる身分証明書(有効期間内のマイナンバーカード、免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード等)をお持ちください。
 ※手続きできる方は原則として世帯主、本人、同一世帯の方です。それ以外の方は委任状が必要です。
 ※江東区内の引越し先に親子・夫婦・兄弟以外の方が住民登録している場合はその方の申述書が必要です。
 ※外国籍の方は手続きにより世帯主との続柄を証明する書類(結婚証明書、出生証明書等の公的機関が発行した書類および外国語の書類の場合は翻訳者氏名記載の訳文)が必要になる場合があります。
 ※委任状・申述書は区ホームページから入手できます。
 ※詳細は区ホームページをご覧ください。区民課住民記録係にお問い合わせください。
 ※住所異動の届出とともに必要な手続きについては、担当課に事前に確認してください。

引越後に届出をしてください。届出の期間や必要書類があります(表2)。本人確認ができません(表2)。本人確認ができません(表2)。

江東区に住民登録をしている方(15歳未満の方、成年被後見人の方を除く)は、印鑑登録ができます。江東区に転入した方は転入の届出日をもって申請できます。手続きは、本人が登録する印鑑を持参し、各出張所・区役所で行ってください。申請当日に登録が完了するのは、官公署発行の写真付きで有効期限内の身分証明書(運転免許証・パスポート等)をお持ちの方、都内で印鑑登録をしている方を保証人として申請する方(江東区外の保証人は印鑑証明書(3か月以内に発行)を添付)のみです。本人が窓口で手続きした場合には限りません。それ以外の書類

表3 区役所・出張所等の問い合わせ先

所在地	電話
区民課住民記録係(区役所2階3番)	☎3647-3162 FAX3647-9206
白河出張所(白河1-3-28深川江戸資料館内)	☎3642-4456
富岡出張所(富岡1-16-12)	☎3642-8306
豊洲特別出張所住民係(豊洲2-2-18豊洲シビックセンター3階)	☎3531-6316 FAX6228-2837
小松橋出張所(扇橋2-1-5)	☎5606-5581
亀戸出張所(亀戸2-19-1カメリアプラザ1階)	☎3683-3734
大島出張所(大島4-5-1総合区民センター2階)	☎3637-2451
砂町出張所(北砂4-7-3)	☎3644-2181
南砂出張所(南砂6-8-3)	☎3640-5355

江東区に住民登録をしている方(15歳未満の方、成年被後見人の方を除く)は、印鑑登録ができます。江東区に転入した方は転入の届出日をもって申請できます。手続きは、本人が登録する印鑑を持参し、各出張所・区役所で行ってください。申請当日に登録が完了するのは、官公署発行の写真付きで有効期限内の身分証明書(運転免許証・パスポート等)をお持ちの方、都内で印鑑登録をしている方を保証人として申請する方(江東区外の保証人は印鑑証明書(3か月以内に発行)を添付)のみです。本人が窓口で手続きした場合には限りません。それ以外の書類

3月25日(日)に
日曜窓口を実施
毎月原則第2日曜(3月と6月は第4日曜)の午前9時～午後4時に、区役所本庁舎および豊洲特別出張所の一部窓口を開設していただきますのでご利用ください。

区役所本庁舎および豊洲特別出張所では、水曜延長窓口として、毎週水曜(祝日除く)午後7時まで窓口の開設時間を一部延長しています。

「印鑑登録」
江東区に住民登録をしている方(15歳未満の方、成年被後見人の方を除く)は、印鑑登録ができます。江東区に転入した方は転入の届出日をもって申請できます。手続きは、本人が登録する印鑑を持参し、各出張所・区役所で行ってください。申請当日に登録が完了するのは、官公署発行の写真付きで有効期限内の身分証明書(運転免許証・パスポート等)をお持ちの方、都内で印鑑登録をしている方を保証人として申請する方(江東区外の保証人は印鑑証明書(3か月以内に発行)を添付)のみです。本人が窓口で手続きした場合には限りません。それ以外の書類

「事前確認・問合せ」
水曜延長窓口・日曜窓口では他の区市町村や関係機関に確認が必要な業務等、一部取り扱えない業務があります。詳細は区ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

「国民年金の届出を忘れずに」
国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、豊洲特別出張所・各出張所、江東年金事務所(亀戸5-16-9)で加入の届出が必要です。

「国民年金の届出を忘れずに」
国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、豊洲特別出張所・各出張所、江東年金事務所(亀戸5-16-9)で加入の届出が必要です。

「国民年金の届出を忘れずに」
国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、豊洲特別出張所・各出張所、江東年金事務所(亀戸5-16-9)で加入の届出が必要です。

「国民年金の届出を忘れずに」
国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、豊洲特別出張所・各出張所、江東年金事務所(亀戸5-16-9)で加入の届出が必要です。

高齢者用肺炎球菌予防接種

平成29年度対象者の期限は 3/31(土)

今年度の対象者(平成30年3月31日現在65、70、75、80、85、90、95、100歳で過去に一度も接種したことがない方)にお送りした予防接種予診票の有効期限は、3月31日(土)までです。期限を過ぎた場合は、予防接種費用の助成は受けられませんのでご注意ください。

なお、接種には自己負担額、

4,000円が必要となります(生活保護を受けている方および中国残留邦人等支援給付を受けている方は、自己負担額が免除となります)。

☎(3647)5879
FAX(3615)7171

国民年金の届出を忘れずに

会社を退職・配偶者の扶養から外れたときなど

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、豊洲特別出張所・各出張所、江東年金事務所(亀戸5-16-9)で加入の届出が必要です。

①会社を退職したとき(厚生年金等の資格を喪失したとき)
②厚生年金等加入者に扶養されていた配偶者が、扶養から外れたとき
③外国から転入したとき
④外国へ転出したとき(任意加入)※区役所または江東年金事務所のみ受付
⑤会社等に勤めていない方が20歳になったとき
⑥年金に一度も加入したことがない20歳以上の方が国民年金に加入するとき

☎(3683)1231
FAX(3681)6549

国民年金の届出を忘れずに

会社を退職・配偶者の扶養から外れたときなど

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、豊洲特別出張所・各出張所、江東年金事務所(亀戸5-16-9)で加入の届出が必要です。

また、厚生年金等に加入するとき、国民年金第3号被保険者となる(厚生年金等に加入する配偶者の扶養になる)ときは、勤務先等への届出が必要です。届出を忘れると、将来年金を受給することができない場合がありますのでご注意ください。

☎(3683)1231
FAX(3681)6549

国民年金の届出を忘れずに

会社を退職・配偶者の扶養から外れたときなど

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、豊洲特別出張所・各出張所、江東年金事務所(亀戸5-16-9)で加入の届出が必要です。

また、厚生年金等に加入するとき、国民年金第3号被保険者となる(厚生年金等に加入する配偶者の扶養になる)ときは、勤務先等への届出が必要です。届出を忘れると、将来年金を受給することができない場合がありますのでご注意ください。

☎(3683)1231
FAX(3681)6549

国民年金の届出を忘れずに

会社を退職・配偶者の扶養から外れたときなど

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、豊洲特別出張所・各出張所、江東年金事務所(亀戸5-16-9)で加入の届出が必要です。

また、厚生年金等に加入するとき、国民年金第3号被保険者となる(厚生年金等に加入する配偶者の扶養になる)ときは、勤務先等への届出が必要です。届出を忘れると、将来年金を受給することができない場合がありますのでご注意ください。

☎(3683)1231
FAX(3681)6549

カードが必要な場合は再交付となるため、手数料がかかります。まだ受け取っていない方は、電話で保管されているのを確認のうえ、区民課住民記録係(区役所2階3番)に受け取りに来てください※今後も、返送された通知カードは一定期間保管後、順次廃棄する予定です ☎区民課住民記録係☎3647-3162、FAX3647-9206